

75歳以上の人が入る後期高齢者医療制度の保険料は、2年に一度の改定が行われることになっているが、平成26～27年度の保険料率が、3月末までに各後期高齢者医療広域連合議会において決定された。

それによると、平成26～27年度の被保険者1人当たりの平均保険料額は、全国平均で月額5,668円となる。平成24～25年度の5,569円から2年分で99円、率にして1.8%増加することになった。

被保険者均等割額（年額）は44,980円となり、平成24～25年度の43,550円から1,430円（3.3%）増となった。

また、所得割率は8.8%（平成24～25年度8.55%）、平均保険料額の年額は68,014円（平成24～25年度66,833円）に増加した。

保険料引き上げの主な変動要因は、以下のようになっている。

■1人当たりの医療費の伸び

平成25～27年度の被保険者1人当たりの医療費の広域連合見込みによる全国平均は年88.4万円であり、平成24～25年度の85.2万円から2年分で3.8%増加する見込みとなっている。

平成24～25年度において1人当たりの医療費の伸びが、平成24年度対前年度伸び率が+0.3%と鈍化していることから、平成24～25年度の剰余金が約1,130億円と拡大し、また、平成26～27年度の給付見込額の伸び率が低下したことにより、保険料の伸びの低下につながっている。

■高齢者負担率の変更

人口減少により現役世代の保険料負担が増加しているが、この影響を高齢者世代と折半負担するため、給付費のうち高齢者の保険料で負担する割合（後期高齢者負担率）

は2年ごとに変更することになっているが、平成26～27年度は10.73%（平成24～25年度10.51%）となる。

■財政安定化基金からの交付

各都道府県に設置されている財政安定化基金（国、都道府県、広域連合がそれぞれ3分の1ずつ拠出）からの交付が計580億円と見込んでいる。

■低所得者等に対する保険料軽減

低所得者の保険料負担を軽減するため、平成26年度から被保険者の均等割額を5割または2割軽減する対象が拡大される。

このように保険料の軽減対象者が拡大されることにより、平成26年度は約110万人の被保険者の保険料負担が軽減される見込みとなっている。

また、低所得者や被用者保険の被扶養者であった人に対し、被保険者均等割額の軽減割合を拡大するなどの特例措置も制度施行時から実施しており、平成26年度も予算措置により継続される。今後は、段階的見直しを前提に検討が行われる。

■保険料賦課限度額の見直し

被保険者の受益と負担の関連や納付意識への影響、中間所得層の負担のバランスを考慮し、平成26年度から、これまで55万円とされてきた保険料の賦課限度額が57万円に引き上げられる（各広域連合の条例決定）。

厚生労働省は、医療技術の高度化や高齢化に伴う医療費の増加が保険料引き上げの背景にあるとしているが、一方で、低所得者の保険料軽減措置の拡充などで前回より増加率は抑えられたとしている。